平成２６年（フ）第１９５号
福井県丹生郡越前町気比庄29―16―２、住民票上の住所福井県丹生郡越前町梅浦第56号12番地
債務者　北﨑　延枝
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９６号
福井県越前市家久町第54号22番地の１　Ｃａｓａひまわり205
債務者　山内　尚美
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０２号
福井市冬野町第６号40番地
債務者　橋詰　佳奈
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０４号
福井県坂井市丸岡町今福第13号17番地
債務者　重僧　雄大
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０５号
福井市照手１丁目16―16　マンション絆402号室、住民票上の住所福井市田原２丁目５番２号
債務者　池田エイ子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４２号
兵庫県洲本市由良１丁目11番７号
債務者　魚亀商店こと味きっこうこと　魚谷　幸代
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第６０号
山口県大島郡周防大島町大字小松1525番地９
債務者　石見　藤子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第３４号
徳島県阿南市羽ノ浦町古庄古野神43番地７ハイツロジュマンＡ201号室
債務者　遠藤　秀和
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第４１９号
熊本市西区花園５丁目11番18号　花園第２ハイツ102号
債務者　北村　靖昭
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２２８号
大分市大字下郡1123番地の９　下郡アパート203
債務者　森本　修司
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２３８号
大分県臼杵市大字江無田551番地の１　フレグランスゆき102号
債務者　菅　　芳恵
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２６年（フ）第１５８号
愛知県江南市飛高町本町97番地　ファミーユ飛高202号
破産者　林　由美子
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１４５号
愛知県安城市住吉町小根５番地１　みどり苑105
破産者　甲斐シゲ子
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７０号
愛知県安城市東栄町３丁目803番地４　イーストハイツ新安城405
破産者　上村　貴知
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１８７号
愛知県安城市東明町２番地25　まとば荘205
破産者　門司　　淳
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
滋賀県東近江市小脇町2319番地
破産者　吉見鉄工こと　吉見　勝彦
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１６９２号
大阪市平野区長吉長原西２丁目２番20号　シティハイツ205号、前住所大阪市平野区長吉出戸６丁目４番１―708号
破産者　大賀　翔馬
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７６３号
大阪府守口市金田町６丁目22番13号
破産者　舩越　千穂（旧姓山下）
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７６８号
大阪市阿倍野区北畠３丁目６番19―108号
破産者　石川　辰彦
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７９４号
大阪市東淀川区南江口２丁目３番２―901号
破産者　土居　　聡
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８２３号
大阪府寝屋川市中木田町29番18号
破産者　ＳＨＩＭＯＤＡこと　下田　公生
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部